

規程及び要綱の制定について

1. 大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会規程
2. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会幹事会設置規程
3. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会設置規程
4. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会分科会設置規程
5. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事務局規程
6. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会財務規程
7. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程
8. 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議傍聴要綱

大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、新市将来構想案に関し必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、1市3町の長がそれぞれ定める委員各3人をもって組織する。

2 検討委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員は、非常勤とする。

(役員の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 検討委員会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

参考資料

大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会委員名簿

市町村名	氏名	備考
大館市	谷川原 郁子 やがわら いくこ	大館まちづくり協議会会員
大館市	花田 邦男 はな た くに お	大館市社会福祉協議会事務局次長
大館市	小畑 純市 お ば た じゅんいち	J A あきた北青年部長
比内町	武田 砂代子 た け た さよこ	比内町社会教育指導員
比内町	渡辺 久雄 わた な べ ひさお	比内町認定農業者連絡会会長
比内町	乳井 安宏 にゅうい やすひろ	比内町商工会青年部長
田代町	佐藤 信行 さとう しんこう	田代町町内会協議会会長
田代町	高坂 清子 こうさか きよこ	田代町連合婦人会会長
田代町	小間屋 喜之久 こまや きのひさ	田代町農業振興部落推進員
小坂町	森田 丈夫 もり た たけお	小坂町芸術文化連盟会長
小坂町	柏山 茂紀 かしやま しげき	小坂町社会福祉協議会事務局長
小坂町	菅原 則子 すがわら のりこ	小坂町中小企業従業員退職金等共済運営審議会企業代表

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、任意協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会に提案する事項の協議及び調整に関する事項
- (2) 任意協議会の専門部会の活動の進行管理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 3人

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、あらかじめ副幹事長のうちから幹事長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事長は、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会における協議及び調整の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する任意協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区 分	大 館 市	比 内 町	田 代 町	小 坂 町	大館周辺広域組合
職 名	助 役	助 役	助 役	助 役	事務局長
	企画部長	企画商工課長	総務課長	総合調整部長	

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各専門部会の名称は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 3人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員 の職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、あらかじめ副部会長のうちから部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について協議及び調整を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

別表(第3条関係)

専門部会委員

専門部会名	関係所管課				
	大館市	比内町	田代町	小坂町	大館周辺広域組合
企画部会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	企画商工課長	総務課長	総合調整部長 (総務企画課長) (エコタウン推進室長)	事務局長
財務部会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	財政課長 会計課長	財務課長 建設課長 出納室長	総合調整部長 産業振興部長 財務課長 (建設水道課長) (出納室長)	事務局長
総務部会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	企画商工課長 総務課長 財政課長	総務課長 財務課長 住民課長	総合調整部長 生活福祉部長 (総務企画課長) 財務課長 (町民生活課長)	事務局長 消防本部次長 消防署長 消防本部総務課長
税務部会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 町民課長	税務課長	総合調整部長 財務課長	
住民部会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	総務課長 町民課長 福祉保健課長	住民課長 福祉保健課長	生活福祉部長 産業振興部長 (町民生活課長) 健康福祉課長 文化観光課長	事務局長 環境施設課長

福 祉 部 会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	福祉保健課長	福祉保健課長	生活福祉部長 健康福祉課長	事務局長
産 業 部 会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	企画商工課長 農林課長 上下水道課長	産業振興課長	総合調整部長 産業振興部長 (総務企画課長) 文化観光課長 (建設水道課長) 農林振興課長	
建 設 部 会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工水管理事務所長	建設課長 上下水道課長	建設課長	産業振興部長 (建設水道課長)	
教 育 部 会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 スポーツ課長	教委総務課長 生涯学習課長	総務学校教育課長 生涯学習課長	総務学事課長 (生涯学習課長)	
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	
選管事務局部会	選管事務局長	選管委員会書記長	選管委員会書記長	選管委員会書記長	
農委事務局部会	農委事務局長	農委事務局長	農委事務局長	農委事務局長	
監査事務局部会	監査委員事務局長	監査委員書記	監査委員書記	監査委員書記	
病 院 部 会	市立病院事務局長 市立病院企画課長 市立病院総務課長 市立病院医事課長	町立病院事務長	福祉保健課長	健康福祉課長	

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会専門部会の部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各分科会の名称は、別表分科会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる課等の職員を委員として組織する。

2 各分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1人

(2) 副分科会長 3人

3 分科会長及び副分科会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員の仕事)

第4条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、あらかじめ副分科会長のうちから分科会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が必要に応じて招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 分科会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会における協議及び調整の経過及び結果を部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

別表(第3条関係)

分科会委員

専門部会名	分科会名	関係所管課				
		大館市	比内町	田代町	小坂町	大館周辺広域組合
企画部会	企画分科会	企画振興課 資源リサイクル対策室 都市計画課	企画商工課	総務課	総務企画課 エコタウン推進室	事務局企画担当
	電算分科会	電算情報室	企画商工課	総務課	総務企画課	
財務部会	財政分科会	財政課	財政課	財務課	財務課	事務局財政担当
	契約検査分科会	契約検査課	財政課 会計課	財務課 建設課	財務課 建設水道課	
	会計分科会	会計課	会計課	出納室	出納室	
総務部会	総務分科会	総務課	総務課 企画商工課	総務課	総務企画課	
	例規分科会	総務課	総務課	総務課	総務企画課	事務局総務担当 消防本部総務課
	広報広聴分科会	総務課	総務課 企画商工課	総務課	総務企画課	
	防災分科会	総務課	総務課	住民課	町民生活課	消防本部総務課 消防本部予防課 消防本部警防課
	人事分科会	職員課	総務課	総務課	総務企画課	
税務部会	管財分科会	管財課	財政課	財務課	財務課	
	賦課分科会	税務課	税務課 町民課	税務課	財務課	
	徴収分科会	収納課	税務課	税務課	財務課	
住民部会	住民分科会	市民課	町民課	住民課	町民生活課	
	年金分科会	市民課	町民課	住民課	健康福祉課	
	国保分科会	保険課	町民課	福祉保健課	健康福祉課	
	医療給付分科会	保険課	町民課	福祉保健課	健康福祉課	
	保健分科会	保健センター	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	
	生活環境分科会	生活環境課 資源リサイクル対策室	福祉保健課 福祉保健課	住民課	町民生活課 文化観光課	事務局保健衛生担当 事務局環境衛生担当

福祉部会	福祉総務分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	
	保護分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	
	社会福祉分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	
	児童福祉分科会	福祉課	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	
	高齢者福祉分科会	長寿支援課	福祉保健課	福祉保健課	健康福祉課	事務局介護保険担当
産業部会	商工分科会	商工課	企画商工課	産業振興課	総務企画課 文化観光課	
	観光分科会	観光物産課	企画商工課	産業振興課	文化観光課	
	農林分科会	農林課	農林課 上下水道課	産業振興課	建設水道課 農林振興課	
建設部会	土木分科会	土木課	建設課	建設課	建設水道課	
	都市計画分科会	都市計画課	建設課	建設課	建設水道課	
	水道分科会	水道課 工水管理事務所	上下水道課	建設課	建設水道課	
	下水道分科会	下水道課	上下水道課	建設課	建設水道課	
教育部会	教育総務分科会	教育総務課	教委総務課	総務学校教育課	総務学事課	
	学校教育分科会	学校教育課 教育研究所	教委総務課	総務学校教育課	総務学事課	
	社会教育分科会	社会教育課 中央公民館 中央図書館	生涯学習課 公民館	生涯学習課 公民館	生涯学習課 公民館	
	スポーツ分科会	スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課	
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	
選管事務局部会	選管事務局分科会	選管事務局	選管委員会	選管委員会	選管委員会	
農委事務局部会	農委事務局分科会	農委事務局	農委事務局	農委事務局	農委事務局	
監査事務局部会	監査事務局分科会	監査委員事務局	監査委員	監査委員	監査委員	
病院部会	病院分科会	市病企画課 市病総務課 市病医事課	町立病院事務局	福祉保健課	健康福祉課	

注意 分科会の委員は、おおむね課長補佐（大館市）、班長（比内町）、主幹（田代町及び小坂町）、係長（大館市）、主席主査（比内町）、主査（田代町及び小坂町）及び主任（田代町）の職にある者とする。

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、任意協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会の会議に関する事項
- (2) 任意協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 任意協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、任意協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任意協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 任意協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 任意協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 任意協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市3町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。
- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関すること。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、あらかじめ任意協議会の副会長（以下「副会長」という。）のうちから会長が指名する者がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、局長がその事項を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、任意協議会の予算から支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

担当名	分掌事務
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に關すること。 2 合併の諸手續に關すること。 3 任意協議会の會議に關すること。 4 合併に係る広報に關すること。 5 合併に係る資料の作成に關すること。 6 人事に關すること。 7 報酬等の支給に關すること。 8 合併の方式に關すること。 9 合併の期日に關すること。 10 新市の名称に關すること。 11 新市の事務所の位置に關すること。 12 その他の担当に屬さないこと。
計画担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村建設計画に關すること。 2 財政計画に關すること。 3 予算編成に關すること。
総務財政部門調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産の取扱いに關すること。 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに關すること。 3 地方税の取扱いに關すること。 4 一般職の職員の身分の取扱いに關すること。 5 特別職の職員身分の取扱いに關すること。 6 事務組織機構の取扱いに關すること。 7 広域市町村圏組合の取扱いに關すること。 8 公共的団体等の取扱いに關すること。 9 町名及び字名の取扱いに關すること。 10 消防団の取扱いに關すること。 11 慣行の取扱いに關すること。 12 所管に屬する条例、規則等の取扱いに關すること。 13 所管に屬する使用料、手数料等の取扱いに關すること。 14 所管に屬する補助金、交付金等の取扱いに關すること。
教育民生部門調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の取扱いに關すること。 2 介護保険事業の取扱いに關すること。 3 学校、幼稚園等の取扱いに關すること。 4 社会教育事業の取扱いに關すること。 5 公民館、体育施設等の取扱いに關すること。 6 病院事業の取扱いに關すること。 7 所管に屬する条例、規則等の取扱いに關すること。 8 所管に屬する使用料、手数料等の取扱いに關すること。 9 所管に屬する補助金、交付金等の取扱いに關すること。 10 その他教育民生事業の取扱いに關すること。
産業建設部門調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光事業の取扱いに關すること。 2 農林業事業の取扱いに關すること。 3 土木事業の取扱いに關すること。 4 都市計画事業の取扱いに關すること。 5 公営住宅の取扱いに關すること。 6 水道事業の取扱いに關すること。 7 下水道事業の取扱いに關すること。 8 所管に屬する条例、規則等の取扱いに關すること。 9 所管に屬する使用料、手数料等の取扱いに關すること。 10 所管に屬する補助金、交付金等の取扱いに關すること。 11 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに關すること。 12 その他産業建設事業の取扱いに關すること。

別表第2（第9条関係）

公印の種類	様式	印材	書体	寸法	用途	管守責任者	個数
会長印	大館市・比内町・ 田代町・小坂町 任意合併協議会 会長の印	つげ	てん書	方21ミリ メートル	一般文書用	局長	1
局長印	大館市・比内町・ 田代町・小坂町 任意合併協議会 事務局長の印	つげ	てん書	方21ミリ メートル	一般文書用	局長	1

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、任意協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 任意協議会の予算（以下「予算」という。）は、規約第14条第1項に規定する1市3町の負担金及びその他の収入をもってその歳入とし、任意協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 任意協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に任意協議会の会議（以下「会議」という。）を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに1市3町の長に送付しなければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づき、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議を経なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の補正予算について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項以外の款又は項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 任意協議会の出納は、会長が行う。

2 任意協議会に属する現金は、銀行その他金融機関にこれを預け入れなければならない。

(任意協議会出納員)

第6条 会長は、任意協議会の事務局の職員のうちから任意協議会出納員を命ずることができる。

2 任意協議会出納員は、会長の命を受け、任意協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第7条 会長は、会計年度が終了したときは、決算を調製し、任意協議会の監事の監査に付した後、任意協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 任意協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 任意協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 現金出納簿
 - (2) 予算執行整理簿
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、出納の管理に必要な簿冊
- (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 総務費	1 総務管理費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、任意協議会の委員(規約第5条第1項第1号に掲げる委員を除く。)及び監事並びに大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)の委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 委員等の報酬は、日額5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員等が任意協議会又は検討委員会の会議に出席したときは、バス運賃に相当する額を費用弁償として支給する。

2 委員等がその職務を行うために旅行したときは、会長の属する市又は町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、任意協議会の会長の属する市又は町の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の制限)

第2条 議長は、会議場の規模に応じて傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議傍聴人受付簿(別記様式)に自己の住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 張り紙、ピラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、のぼりの類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならな

い。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が前3条の規定に違反したときは、議長は、これを制止し、当該傍聴人がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年7月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、法定協議会が設置された日に、その効力を失う。

別記様式（第3条関係）

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議傍聴人受付簿

第 回会議 年 月 日（ 曜日）

番号	住 所	氏 名	年齢(歳)	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				